

盛岡市一般廃棄物処理業許可証

盛岡市指令 3 廃第 2-18号

住所又は所在地 岩手県盛岡市川崎字上川崎24番地 1
氏名又は名称 新工住建株式会社
及び代表者氏名 代表取締役 坂本 恵

令和 4 年 2 月 3 日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 7 条第 6 項の規定により、次の条件を付けて許可します。

令和 4 年 2 月 24 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明



- 1 取り扱う廃棄物の種類
一般廃棄物（木くず及びがれき類に限る）
- 2 業の種類
処分業（破碎機による中間処理）
- 3 許可期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 業に供する機材等
(1) がれき類破碎機 1 基（破碎 256 t / 日）
(2) 木くず破碎機 1 基（破碎 60.8 t / 日）
- 5 業の所在地 盛岡市玉山馬場字赤坂 2 番 40
新工住建株式会社リサイクルセンター
- 6 許可の条件
(1) 関係法令に定める事項を遵守するとともに、市の計画や指導に対し善良な立場において協力すること。
(2) 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消を行うものであること。